

二 放送大学と生涯学習 ——個人と地域からの発想——

古 賀 寿

(東京12チャンネル)
(東洋大学講師)

はじめに

女優で参議院議員の中山千夏さんが、日本労働組合総評議会の富塚三夫事務局長に対し「抗議の手紙」を送った。この抗議は、総評が中心となって結成した「金大中氏救出日本連絡会議（富塚事務局長）」が主催して1980年8月8日に開かれる集会で、中山さんが歌をうたうことが本人に無断で決められ、これを刷り込んだ「開催要綱」が各方面に配られたことに対してなされたものである。このことについて中山さんは「私は確かに芸能人ですから、運動のための人集めに人寄せパンダになるのはかまいませんが、私が歌うかどうかは、私の意思によるものであるはずです。たとえ芸能人であっても、運動にかかわる者の主体性を無視してはならないと思います。参加者の主体性を無視する大組織の体質に疑問を持ちます」と話している⁽¹⁾。その後、総評側が謝まり中山さんも8日の集会に参加して、めでたく一件は落着いたが、進歩的・革新的組織といわれる総評のなかにも、「個人軽視」の官僚主義的意識が知らず知らずのうちに、芽生え育っているのではなかろうか。

明治以来の政治・行政・経済・文化・教育の諸政策は、国家主義・全体主義の下に指導され、国民の個人の生命は「鴻毛の軽き」にたとえられた。戦後はその反省から出発したといっても過言ではないはずであるが、あれから35年の今日、革新組織の総評に戦前の意識が潜在しているとすれば、今こそ

「個人と組織」との関係を原点から問い直さなければならぬように思われる。

人間の生涯にわたる教育と学習が、社会教育・成人教育の分野で強調されている今日、人間個人の主体性と人間集団の社会性とは、どのように受け止められ、どのように推し進められようとしているのであろうか。

1 放送大学の計画

放送大学は、「広く大学関係者の協力を得て、放送を効果的に利用した大学通信教育を実施することにより、生涯教育の中核的教育機関としての新しい教育システム⁽²⁾を設立」することを目的としている。ここで留意しておきたいことは、第1に放送大学の設立が中央教育行政機関である文部省によって準備されたこと、第2に放送大学が放送利用の大学通信教育であること、第3に文部省がこの放送大学を新しい教育システムとしての中核的生涯教育機関にしようとしていること、である。

放送大学設立構想の背景には、イギリスにおける公開大学 Open University の設立と実施など国際的な事情もあるが、より直接的には国内における大学紛争対策と電波の社会教育利用の二つの側面があったと考えられる。

イギリスの公開大学構想の背景として、第2次世界大戦後における「第1に成人教育のための準備の発展、第2に教育放送の発達、第3に教育における機会均等の拡大を促進しようという政治目的」⁽³⁾など、三つの教育事情が指摘されている。1968年は世界的にもスチューデント・パワーが吹き荒れ、日本国内でも中央大学のストライキを皮切りに、日本大学と東京大学を中心に、国公立の大学116校が紛争に突入し、69年後半になってようやく全国的に大学紛争も鎮静化の方向に向かった。この年、社会教育審議会が「教育専門放送局」⁽⁴⁾の設置を提案している。文部大臣に提出されたこの答申は、当時における産業化・都市化に伴う「地域社会の精神的結合の崩壊や人間疎外」の危険性を指摘し、「現代は好むと好まざるとにかかわらず、すべての

人々にとって生涯を通じて絶え間ない教育が必要となりつつあり、その内容もまた専門化高度化していく傾向にある」として、教育専門放送局設置の必要性を強調している。

社会教育審議会の思想は、「世界における諸変化の加速、人口の増大、科学的知識および技術体系の進歩、市民に対する政治の挑戦、情報化現象、余暇活動の増大、生活モデルの動揺と人間諸関係の危機、肉体とイデオロギーの危機⁽⁶⁾」を現代人に対する挑戦と考へて、最初に生涯教育の意義と推進を説いた、ポール・ラングランの思想とも、同調しているように思われる。しかし、この社会教育審議会の提案は実現しなかった。「紛争のない大学」を考へていた文部省は、中央集権の放送大学を計画し、また、全国放送を基幹としローカル放送をその補完と考へるNHK（日本放送協会）も、社会教育審議会が考へるような「地域の大学や教育委員会などによる、教育専門放送局」の設置に反対したからである。

1970年、放送大学準備調査会は報告書を提出し、「放送大学を学校教育法上の正規の大学とする」ことをはじめ、「放送大学が責任ある管理運営の体制を確立すること、優秀な教職員を確保すること、大学の閉鎖性を排除し広く社会の声を反映させること、財政の安定と会計経理の合理化を図るべきこと」などを強調し、大学運営については「教育・研究と管理との機能分化を図る」ことを明らかにしている⁽⁶⁾。放送大学設置に関する調査研究会議は1974年、「放送大学の基本構想」をまとめ、この会議を拡大強化した放送大学創設準備に関する調査研究会議が1975年、「放送大学の基本計画に関する報告」を提出した。これと並行して、同じ年に文部省は「放送大学に対する教育需要の予測調査」の結果をまとめた。1978年には国立大学の共同機関として、法定の放送教育開発センターが設置された。1979年9月には文部省大学局の「放送大学について」が最終的にまとめられ、「放送大学学園法案」が国会に提出されたのである。

これらの資料によると、放送大学は学校教育法上の正規の大学であり、教養学部において、ここに「生活科学」「産業・社会」「人文・自然」の三つ

70 II 生涯教育施設の開発

のコースが設けられている。これによって広く教養を養うとともに、実生活的な専門学習を深めようというのである。授業はテレビとラジオの放送で行い、各都道府県に学習センターをおいて面接指導を実施し、試験によって単位を認定するしくみである。放送大学は正規の大学であるから、正規の学部学生は4年以上在学し、所定の単位取得で卒業資格が取れ、教養学士になることができる。放送大学は放送利用の大学通信教育機関であるとともに、生涯教育の中核的教育機関をも目指している。このため、生涯学習の手段として、特定の科目を学習者個人の意志によって選択的に履修することもできるようになっている。⁽⁷⁾

放送大学は1982年度に郵政大臣から免許を受けて放送局を開設することにしており、使用する電波はテレビがUHF (Ultra High Frequency 極超短波)、ラジオがFM (Frequency Modulation 周波数変調方式) が予定されている。UHFは電波の直進性が強く、VHFより到達距離が短い。FMは極超短波に適しAMの中波放送より音質がよいが、到達距離は短い。放送大学は本部とスタジオを千葉市に置き、第1期計画では東京タワーからテレビとラジオの電波の到達する範囲、つまり、平塚・青梅・館林・土浦・木更津の各都市を結ぶ範囲内に限定している。⁽⁸⁾ 放送大学はこの方式を順次中央から地方に拡大していき、最終的には全国を放送大学の放送ネットワークでカバーする計画である。このための法的措置の一つが「放送大学学園法案」の国会提出である。

法案の内容は、放送大学の組織的・教育的・財政的・社会的性質をよく表現している。放送大学の設置主体としての放送大学学園は特殊法人であり(第2条)、資本金は全額が政府から出資される(第4条)。文部大臣は学園の理事長・監事・運営審議会委員・学長の任免権を持っている(第10・19・21条)。理事長は学園を代表して業務を総理し(第9条)、放送大学には理事長が任命する評議員による評議会を置いて、学長の諮問に応じ運営に関する重要事項を審議することになっている(第23条)。しかし、大学の自治を確保するために必要な、教授会については特別の規定がない。これは「大学の閉鎖性を

排除し広く社会の声を反映させ……教育・研究と管理との機能的分化を図る⁽⁹⁾」とした、放送大学準備調査会の報告を具体化したものと見ることができ
る。

新しい教育システムとしての放送大学はいろいろの点で注目される。すべての国民に大学教育を受ける機会を保障すると同時に、個人の選択に応じた生涯学習の機会をも設けている。日本の既設の有名大学は入学試験が難しく入ることは困難であるが、ひとたび入学できれば所定の単位を取得して卒業することは比較的容易である。「狭い入口と広い出口」である。これに対し、放送大学の場合、入学は先着順や抽選であるから、入学試験準備のわずらわしさはないが、卒業するまでには継続的なテレビとラジオの視聴、自学自習、レポートの作成、面接指導への参加、試験の合格などを、所定の科目にわたって努力する必要がある、かなりの困難が予想される。また、専門科目ごとに、優秀なベテラン教師が優れた教育内容を、放送というマス・コミュニケーションの総合的媒体を使用し、具体的・効率的に理解しやすく、芸術的・情緒的に感じやすく、巧みな方法で公開講義が展開されれば、既存の大学教育にも刺激を与え、大学教育そのものの質的向上も期待できよう。さらに、既存の大学と放送大学との間で、単位の相互交換や学生の二重学籍が許可されるようになれば、特定有名大学卒業という学歴の概念そのものにも分解の契機が与えられ、「学歴社会の変革」をも展望される。また、放送大学には、高等教育の社会的開放による、国民個々人の生涯学習の手段としての役割をも期待されているのである。

2 放送大学と生涯学習権

放送大学は放送利用の通信教育による正規の大学であるとともに、生涯教育の中核的教育機関として考えられているものであった。「放送大学は、社会人・家庭婦人等が日常生活の中の限られた時間を活用して学習するという新しい形態の大学である。したがって、その学生の学修(ま)方法は、テ

レビ・ラジオの放送による授業を視聴するとともに、教科書・参考書での自学自習、レポートの提出等が主体となるが、実験・実習等については、学習センターでの授業にも参加することになる。このため、放送大学においては、学習センターを各地に設け、そこに配置される指導教員により直接的な指導を行う⁽¹⁰⁾ことになっている。

「放送大学による生涯学習」の社会的教育需要は実際にどの程度あるのだろうか。文部省は「放送大学利用希望の状況」を1970年と75年の2回にわたって調査している。75年調査は、満18歳以上の者5,000人を全国から無作為抽出し、面接調査により4,155人の有効回答を得たが、調査結果は「一般的に自宅でできることがあれば、少しぐらい無理をしても、もっと勉強してみたい」と思っている人が、約6割もある。その割合は、20～30歳代の若い人(約7割)、学歴の高い人(約8割)、管理職や専門技術・事務の仕事をしている人(約8割)の場合に、とくに高い。また、放送大学で勉強したい人は、全回答者の45.5%である(70年は25.4%)。このうち科目単位取得希望者は9.7%(70年は4.6%)、大学卒業資格取得希望者は4.6%(70年は1.7%)で、単位や資格を取ることを希望している人の比率は、とくに、20～30歳代の人、学歴の高い人、管理職や専門技術・事務の仕事をしている人の場合に高い。また、現在大学生である者が単位取得を強く希望していることが注目される⁽¹¹⁾。

放送大学で勉強したいテーマとしては、第1位が「健康と病気」で平均支持率42.9%、支持率は小・中・高卒者を中心に年齢が高くなるほど高くなっている。第2位は「衣食住」で30.5%、25から50歳代の中年層に共通の支持がある。第3位は「教育」で19.7%、高卒者・30歳代を頂点に支持がある。第4位は「経済のしくみ」で16.6%、ほぼ各年代に共通の支持がある。第5位の「外国語」は14.0%、比較的若い高学歴者に支持がある。反対に学習希望の少ないのは、「論理」の1.3%、「パーソナリティ」の2.3%、「科学的思考法」の2.9%など、抽象度の高いテーマである⁽¹²⁾。

この調査結果によると、第1に潜在的な生涯学習希望者と考えられるものが約6割もあり、放送大学で勉強したいと考えている者が半数近くあるこ

と、第2に放送大学で科目の単位を取りたいという者が大学卒業の資格を取りたいという者の2倍強もあること、第3に学習希望者は若い人・高学歴者・管理職や専門職や事務の仕事をしている人に多いことなど、が分かる。つまり、若い高学歴の新中産階級の人たちが学習を希望している。

国の中央教育行政機関である文部省が準備する放送大学において、若い高学歴の新中産階級の人たちを中心に、多くの国民が生涯学習を始めようとしているのである。

国が教育政策として取り上げる「生涯教育」に対してはいろいろの批判がある。「生涯教育ということが、最初から国の教育政策として政府の側からもちだされていることに、わが国における生涯教育論ないし生涯学習論のもつ重大な意味がある。それは財界の先導と推進のもとに着々とすすめられてきている」と宮原誠一氏はいう。また「労働者一人一人が入社から定年退職まで一生涯を通じて技術育成と人格形成の両面を身につけていくための教育訓練の生涯体系を編成するということであり、この教育システムのなかで生涯にわたって主体的能動的にまなんでいくことが〈自己実現〉であり、〈主体性の統合〉である、ということである。個人の側からみれば生涯にわたる自己啓発。企業の側からみれば技能と人格の両面にわたる生涯育成の教育体系の完成。その総合としての労働者の生涯管理。……いまや企業が学校であることは一目瞭然である。……しかも企業はたんなる学校ではなく、卒業のない生涯学校である」と、藤岡貞彦氏は述べている。藤岡氏はさらに、このような文脈のなかから帰結される「生きがいの組織論は現代『合理化』の枢要をなす戦術である……自己啓発は事実には労働者側からみれば、みずからすすんで、みずからの意志で労働密度をたかめ、よるこんで労働強度の高さを求めるという一事につきる。……生涯学習の今後は、自己啓発と自己教育の論理・思想、方法上の価値争奪の様相をいっそう深刻にしめしていくことになるのである」と結んでいる。自己啓発と自己教育とは、言葉の意味においては、差異性より類似性が強いが、現代社会の労資の生産関係という視野の下で見れば、類似性はおろか差異性を超えた対立性が客観的には存在

するというのであろう。

しかし、その後、労働組合内における自己教育の理念に基づく生涯学習は成功裡に展開しつつあるのであろうか。1967年11月、総評は「労働者教育の改善についての提案」を行い、「この時点から、労組を主体とする労働者教育計画化の自覚的なとりくみは新しい段階にはいった」といわれるが、その成否を審かに存知しないのが残念である。ただ、指摘しておきたいことは、総評が今日なお、組合員個人の政党支持に組織的拘束を加えている事実、冒頭にも述べたことであるが、中山千夏さんの意思を確認することもなく、集会における本人の役割を印刷してしまったことは、春秋の筆法でいえば、組合内における自己教育的生涯学習の成否をうかがわせる、一つの材料にはなろう。

政府・与党・野党・企業・労働組合に限らず、組織や集団が大規模化すればするほど、システム化すればするほど、組織を構成している個人の価値が小さくなり、重みが軽くなり、組織官僚主義が台頭してくるようになる。社会の生産関係を無視してよいというのではないが、そこで対立していると考えられている社会的勢力の組織そのもののなかに官僚主義の生まれる危険が常にあるということである。官僚主義は組織の執行担当者・行政官僚が独善的優位性を保持し、決定を強行しようとする傾向であり、組織の構成員はこれに従わざるを得なくなる。このような傾向が、近代の原点である、自我の確立・個人の自由・民主主義の対立物であることは明らかである。

日本国憲法は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる（第11条）」といい、「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（第13条）」と規定している。さらに「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない（第19条）」「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する（第20条）」「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、

これを保障する(第21条)」「学問の自由は、これを保障する(第23条)」「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する(第26条)」など、個人に対してかずかずの自由権と社会権を保障しているのである。

このような憲法上の文脈から分かることは、生涯学習が、個人として尊重され、幸福追求・思想・信教・表現・学問の自由を保障された国民が、教育を受け、学習する権利としての、基本的人権の一部であるということである。文部省の準備する放送大学が、このような国民の学習権、個人の学習要求にどのようにこたえようとしているか、が問題の核心であるように思われる。

3 放送大学構想の転換視点

「生きるということは、人間にとって、万人にとって、つねに挑戦の連続を意味するものだった。……これらの挑戦は、特定の個人々の生涯ごとに、また特定の全体社会ごとにそれぞれ独自の組み合わせと相異なる優先順位を呈するとはいえ、依然として現存しており、その強さや切実さや圧力をなら失っていない。……こうした状態においては、教育の実際の任務は、次のように定義できる。・人間存在を、その全生涯を通じて、教育訓練を継続するのを助ける構造と方法を整えやすくすること。・各人を、彼が、いろいろな形態の自己教育によって、最大限に自己開発の固有の主体となり固有の手段となるように装備させること」^めであると、ラングランがいう時、これは生涯にわたる個人の自己教育と相互教育の必要性、その社会的手段の保障の必要性を強調したものであると読み取ることができる。そのこと自体はさして目新しいことではないが、発想の動機が前述したような、現代人に対するかずかずの挑戦に対して、個人が生涯にわたる学習によって対応すべきことを説いている点が注目される。生涯学習を、古代から現代における、国外から国内における教育一般に解消すべきではなく、現代社会における学習とい

う歴史的社会的性を認識すべきであろう。「今日の生涯教育論の理念的特質は、それがなによりも既存の『公教育』体制の抜本的再編を意図している点にある⁰⁹」という懸念も一部にあるが、生涯教育はたんに理念としてでなく、社会的実態に則して考察する必要があるであろう。

生涯教育機関として、国民に生涯学習の機会を提供しようという、放送利用の大学としての新しい教育システムには多くの期待がかけられているが、現在の放送大学計画には疑問や問題点も多いように思われる。それらに共通する特徴は、全国の各地域の国民個人の学習の要求と権利に具体的にこたえることが後回しにされ、まず中央の一定の人たちを対象に、管理も運営も中央集権的に実施されようとしているのではないかということである。

放送大学はまず東京を中心とする関東地区で開設し、これを順次地方に拡大する方式を取っている。これは日本の大学制度が政府との強い結び付きの下で東京帝国大学を中心に次第に地方にも整備されていった事情とも類似しており、日本の放送制度がこれまた政府との強い結び付きの下に公共放送型のNHK（日本放送協会）を主流に、東京を中心とする全国放送を基幹に、ローカル放送を補完として発達した事情とも似ている。ここに見られる共通の特徴は、大学・放送・放送大学の中央集権的性格である。放送大学が今後、中央集権の軌道上を進み、国营放送の性質を持つようになれば、大学・放送・生涯教育の制度としても問題があると考えられる。

「社会教育は生活に即応して展開されることが必要である。……生活は地域において営まれるものであるから……社会教育は地域の生活を離れてはあり得ない⁰⁹」といわれるように、社会教育の特徴は、自発的な学習意欲のある個人が、個人の日常生活の場である地域社会において、自己教育と相互教育とを促進し、さらに大きな自発的学習意欲の動機づけとなるような学習である。放送大学が生涯教育機関としての機能を十分に発揮するためには、これを個人の日常生活に身近な、社会教育計画の一環として再検討する必要がある。この意味において、地方の大学と教育委員会が主体となり、個人の日常生活と地域性を重んじた非営利の教育専門放送局の開設を提案した、1969年

の社会教育審議会答申の精神は貴重であったと考えられる。

文部省の補助による第6回懸賞論文「地域社会における生活文化の創造」の総括においても、「地域住民の連帯感⁽⁹⁾は、まず、地域内の各種集会活動による、相互の人間関係を基盤にして発展することができる……人間関係を修復するための集会活動には、地域の行政機関や各種団体が多くの役割を果している……学校が中心となり、村の伝統文化の継承をおこなっているものがある。……地域社会の生活文化の向上や創造のためには、個人の主体的な自覚が重視されなければならない。……個人が自己学習をめざして、何かを学んでゆこうとする学習意欲の燃えあがりがあることを重視すべきである。……生涯教育は、個人的学習にせよ、集合的学習にせよ、自らの主体的学習を、計画的・継続的・組織的に行ってゆかなければならない現代的・社会的な要請がある。……その地域社会の文化の担い手は、主婦と老人にある。この両者は、最も余暇時間があり、最も教育の必要な時期でもある」など、興味ある事実が指摘されている。これを文部省の関与する広報事業ということから、「現代合理化の一環としての、生きがいの地域的組織論」とみなすことは容易であろう。しかし、個人が日常生活をしている地域社会の生産関係は、企業におけるそれのように分明ではない。もう少し放送大学のあり方に則して具体的に考察したい。

中央集権への批判は各分野で活発になっており、「地方の時代」が叫ばれ、住民参加の民主主義の主張とも結び付いて地方分権の思想が台頭している。地域主義とは「一定地域の住民が、その地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して一体感⁽¹⁰⁾をもち、地域の行政的・経済的自主性と文化的独立性を追求すること」と考えられているが、生涯学習機関としての放送大学も、個人が日常生活を営む地域社会を中心に、個人と地域からの発想が重要であると考えられる。

現在の放送大学は、国家の教育政策として、政府から発想され、中央集権的な形で準備が進められているが、これを国民個人の生涯学習の要求・権利に正しく応える機関として、適正規模の地域を想定して地方分権的に準備す

る必要があろう。

この意味で、1969年の社会教育審議会答申の精神を復興し、放送大学の発想を転換すべきではないであろうか。この答申は「教育機関が設置する教育専門放送局としては、それぞれの機関が単独で番組の企画・制作・送信にあたる形態が基本的なもの」とはしているが、その条件が整わない場合には、「いくつかの教育機関が協同の組織を設けて放送局の運営にあたる方式⁽²³⁾」を提案している。大学教育における放送利用については、「増大する多数の学生に対処して、講義・演習・実験・実習の指導の充実を図るとともに、教授研究活動における大学相互間の提携協力を進めるため、放送の利用を促進すること。大学の講義等を広く市民に開放するとともに、大学通信教育の拡大を図るため、組織的な放送利用を実現すること⁽²³⁾」を提案し、「放送番組に多様性をもたせ、教育現場や地域社会の住民の必要に応じた放送の強化充実が行なわれなければならない⁽²⁴⁾」と指摘している。放送大学の第1期計画が、東京大学をはじめ国公立の大学が最も多く、地域住民の学習機会の最も多い東京中心の関東地区で、また、NHKの中央放送局をはじめ民間放送のキー局が集中し、地域住民の各種番組視聴の最も便利な関東地区で開始されようとしているところに、放送利用の生涯学習の機会を国民個人に平等に豊かに保障すべき義務のある国の政策としては、基本的な問題点があるように考えられる。これは一つの象徴的な事実であり、放送大学学園法案を精読すればするほど、生涯教育機関としての現在の放送大学計画には疑問があるように思われる。

4 個人と地域のための放送大学

放送大学学園法案では、文部大臣の権限が非常に強くなっている。文部大臣は、学園の理事長・監事・運営審議会委員、それに学長の任免権を持っているから、文部大臣——理事長の線で、理事長を頂点とするピラミッド型の学園管理組織を動かして、学園の運営が中央集権的に行われる懸念が大きい

い。放送大学準備調査会は、「大学の閉鎖性を排除し、広く社会の声を反映させる」ことを強調した。放送大学が開放的性格を持つことは当然であり、広く社会の声を聞くことも大切であるが、問題はその「社会の声」の内容である。前述した「日本の生涯教育は国の政策として政府からもち出され、財界の先導によって推進されてきている」という宮原氏の指摘が正しいとすれば、運営審議会委員の顔ぶれによっては、産業界など一部の社会層にだけ開かれた大学になる心配もある。放送大学はあくまで、生涯学習の主体である「国民個人と個人が生活する地域社会」に開かれたものでなくてはならないし、国はこれを保障すべきであろう。地域の教育機関が設置する非営利の教育専門放送局の設立と運営に必要な経費について、国と地方公共団体に対し適正な財政的措置を求めた、社会教育審議会の答申の趣旨も、このような個人と地域への大学開放という文脈のなかで理解すべきものである。

この場合の「地域」とは、諸条件から考えて「都道府県」が適正規模であろう。イギリスの公開大学でもそうであるが、放送大学の最大問題の一つは財政問題である。これにこたえうる財政規模は国を除けば、都道府県以外は考えられない。都道府県の規模には、少なくとも一つ以上の国立大学と公私立大学が存在し、教育行政機関として都道府県教育委員会がある。テレビのUHF放送とラジオのFM放送の電波の到達範囲からみても、サテライト局で補完するこれによって、この地域が放送適正規模ともなりうるものと考えられる。都道府県規模は、社会教育の中核的施設としての公民館が設けられている市町村、経済的地域主義のコアと考えられている基礎自治体としての市町村、生活文化活動の基盤としての地域社会である市町村より広い。市町村はパーソナル・コミュニケーションの可能な範囲であり、放送はマス・コミュニケーションの領域である。放送大学は、都道府県規模で、マス・コミュニケーション（放送による講義）とパーソナル・コミュニケーション（面接指導）とを結び付けることによって、相乗的に教育効果を上げるよう配慮すべきである。したがって、放送大学の設置主体としては、都道府県に一校以上存在する国立大学を中心とする公私立大学の協同体が適当である。これら

の大学は研究の蓄積を持ち、教育の実績を持ち、何よりも教授陣を備えている。

国立大学の教育研究の成果を広く社会に開放しようとする公開講座は全国の大学で開かれている。講座の内容は、一般を対象とした教養的な講座をはじめ、農業従事者を対象とした「営農技術大学講座(岩手大学)」、教職員を対象とした「教育指導者講座(東北大学)」、専門的な「電子計算機講座(山梨大学・静岡大学・大阪大学)」、それに水泳、スキー、硬式テニス、バドミントンなどの「スポーツ教室(北海道大学・北海道教育大学・筑波大学・信州大学・神戸大学・熊本大学)」といったように、各大学の特色を生かした幅広いものとなっている。ほとんどすべての国立大学が公開講座を実施している。

全国私立大学でも、地域に対して「開かれた大学」を目指していろいろの活動がなされている。公開講座は大学で46パーセント、短大25パーセント、図書館・体育施設など施設の地域への開放は大学22パーセント、短大16パーセントと比較的高い。地域とのつながりで注目されるのは、「多摩地区の総合的調査研究」「輪中の地域経済研究」「堺市の産業発展・小売業経営の研究」「被爆地長崎の平和文化の研究」など、地域社会に直接関係のある研究が多く、多くの大学で進められていることである。このような研究の成果は、「沖縄文化論」「沖縄史」などという形で、大学の一般・専門の教育課目のなか⁶⁾に発展している。これら、地域の大学を主体とする放送利用の大学は、地域住民の生涯学習の手段として、公開講座のより系統的・計画的・発展的・近代的施設に成長する可能性を持っているものと考えられる。

大学運営面で、教育・研究と管理機能とを分離するのは当然である。前者は、大学の自治と学問の自由の確保という役割があり、後者は、安定した財政基盤の上に大学運営を保障する任務がある。両者は独立した、協力者の関係にある。理事長・理事による理事会が管理面の仕事に携わることになろうが、理事の顔ぶれは、都道府県の大学をはじめ、教育委員会、その他の教育機関、学識経験者によって構成される委員会の意見を十分に聞いて、都道府県知事が地域の実情を考慮して任免権を行使すべきであろう。放送大学に対

する国の役割は、教育・研究の条件整備に限定し、教務を含む大学運営は都道府県に任せるべきである。生涯学習は国民個人を中心に地域社会の実情に合った形で展開されなければならないからである。

放送大学の自治と学問（教育・研究）の自由を確保し、強化するためには、理事会とは別に、学校教育法第59条にある教授会設置の規定を、さらに敷衍し実体化した規定が必要である。例えば、文部大臣・都道府県知事・理事会などが、学長・学部長・学科長・教員の人事に対する容喙^{かい}を排除する規定を設けることはもちろん、放送大学における教育・研究の内容と方法、学生の成績評価や処分など、教務に関する教授会の権限と任務をより具体的に決めておく必要があろう。しかし、放送大学が地域社会のなかで、ユニークな生涯教育機関として発展するためには、地域社会の教育的要求を教育・研究の実際のなかに反映させていく必要がある。私立大学白書にある、地域独特の問題の研究と教育は、今後ますます計画的に発展させるべきである。このためには、教師・職員・学生など学内者を含めて、学識経験者・社会教育団体代表など地域の教育関係者による、学長に対する諮問機関の設置も考慮されるべきであろう。これまでの教授会中心の大学の自治を、教師、職員、学生などの大学構成員と地域住民との協同を基礎とする大学自治へ発展させる道を開くべきではないかと考えられる。

放送大学においては、放送法上の番組の公平原則と憲法・教育基本法などの学問の自由との関係が具体的に問題になるが、放送大学の設置主体や組織・運営が地域主義的になり、学習者個人とのコミュニケーションがより身近になれば、調整・解決への道も見出しやすくなるだろう。大学教師が放送による講義を通して自由に自分の見解を述べ、異論・疑問を持った学習者が放送大学に対するアクセスによる反論権を主張しても、学習者個人の身近なところにおける地域主義的自治によって収拾しやすくなるからである。放送大学の教授会と地域の諮問委員会には、この場合、「意見が対立している問題について、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする」よう努めるとともに、「教師が自分の見解を自由に述べる権利」をも、調整的に保障する

任務がある。このことは、放送講義とともに、面接指導の効果的实施によって、解決はさらに容易になるはずである。地域主義的な放送大学の面接指導に対する地域の大学関係者の参加も、教師の自主性が確保され、現行計画よりスムーズになる。地域性の特徴は個人と個人との面識が得られやすく、人格的触れ合いができることである。放送講義の一方通行性の克服は、地域主義の徹底によってこそ可能になる。このような学習センターの場でこそ、教授者側の「研究と教育の自由」は、学習者側の「質問と学習の自由」と触れ合い、交流して、双方の教育的・学習的活力を増すことは確実である。地域で生活する国民個人の生涯学習は、こうして発展の道を展望できるであろう。

5 放送大学による生涯学習

放送大学が生涯教育機関として十分に機能するためには、放送大学が国民の個人的・地域的・職業的な要求に正しく応える形で設立され運営される必要がある。

文部省の1971年の全国調査によると、個人的学習要求では、全調査対象者2,400人のうちの90%以上の者が個人生活上のことで学習したいと答えている。学習したい事項では、「教養を高めること」が約40%で最も高く、これに続いて「健康を管理すること」「レクリエーションや趣味を楽しむこと」「体育・スポーツをすること」があげられている。地域的学習要求では、全体の約80%が地域社会における生活上の問題を解決するために学習したいと答えており、「地域社会の生活環境をよくすること」「地域社会の住民の結び付きをもっと強くすること」が、学習希望の内容となっている。職業的学習要求では、全体の約4分の3が職業について学習したいと答えており、全体の半数近くが「現在の自分の職業に関係ある知識・技能」について学習したいといっている⁶⁾。つまり、国民の生涯学習要求は、個人的・地域的・職業的に、日常生活に身近なところから出ており、放送大学はこれに正しくこた

える責任がある。

ラングランも指摘しているように、現代社会は人類にさまざまな挑戦をしており、「社会の動きにおくれなため、幅広い知識を身につける」個人的自己教育は生涯教育の原点である。また、個人は地域社会で日常生活をしており、都会化した生活のなかでもすれば失われがちな人間同士のコミュニケーションを回復して、公共施設の整備・交通問題の解決・空気や水の汚れや騒音問題に対処するため、地域の特殊的な課題についての集団学習も生涯学習の重要な分野である。さらに、人間は職業によって自分の経済生活を支えており、技術革新による経済社会の変化の激しい今日、自分の職業に関係のある知識を広め、技術を向上させることも、生涯学習の大きな役割である。これらは国民個人の基本的な人権から発する社会的権利であり、国家はこれを保障する社会的義務があるといえることができる。

放送という現代的なマス・コミュニケーションと、これまでの印刷メディアに加えて、面接指導というパーソナル・コミュニケーションによる、総合的教育手段を上手に使えば大きな教育効果を期待することができ、学習者の主体的参加によって大きな学習効果も上げることができるだろう。特にテレビ放送は、これだけで総合的コミュニケーションの性質を持っている。ウィットティヒ(W. A. Wittich)とシュラー(C. F. Schuller)は、「視聴覚的用具」(Audiovisual Materials)として、黒板(the chalkboard)、平面写真(flat pictures)、図表法(graphics)、立体教具(three dimensional teaching materials)、学習展示(the study display)、地域社会学習(community study)、地図と地球儀(maps and globes)、聴覚学習(audiolarning)、テープレコーダー(the tape-recorder)、映画(the motion-picture film)、教育テレビ(educational television)、媒体の複合利用(multimedia use)、それにプログラム教授(programed instruction)、などをあげているが、近年、VTR(Video Tape Recorder)とビデオディスク(Video Disk)の開発が進んで、音声と動く映像による総合的教育コミュニケーションが記録され、時期と場所を変えて、何時でも何処でも学習することができるようになってきた。「教育の近代化」はいっそ

う推し進められている。テレビを中心とする教育番組の特性について、「放送は時間、空間の別なく、最も新しい材料をもっとも早く、かつ広範囲に提供できることや、また聴覚と視覚の両方を使って物事を具体的にわかりやすく提示できることや、さらに教科の基本概念を効率的に示すことができ」、「放送は情緒性をもち、芸術的にすぐれているので感性に訴えて理解を強めることができ、それはこどもの興味にもつながる⁶³」といわれるが、初・中等学校教育の放送利用にいわれるこのことは、成人の生涯学習における放送の特性でも同じようなことが考えられる。大阪大学の調査によると、「テレビは、……家庭の外に学習の場を設定し、そこで番組を集団で視聴するという学習形態がクローズ・アップされつつある⁶⁴」のである。

放送大学の生涯学習上の利用で、まず考えられる学習形態は、主として個人が家庭で視聴することである。学習についての明確な目標と意欲があれば、テキストによる予習ののち、筆記用具を手許に、テレビ(またはラジオ)による視聴学習を行い、レポートを作成し、面接指導に参加することによってかなりの学習効果を期待できるであろう。しかし、通信教育による個人学習の最も大きな問題は、持続的な学習からの「脱落」の問題である。放送利用の個人学習においては、「自分の要求するものと一致せず、期待はずれであった」とか、「学習水準が低すぎて興味を失った」とか、逆に「学習水準が高すぎてついてゆけない」など、脱落の理由はいろいろあろうが、個人の場合には、視聴(学習)時間が自由に取れず、つつい持続的学習が中断し、この穴を埋める手段もないままに、学習から脱落してしまう例が多い。

放送大学による学習からの脱落を防止し、学習を持続させるためには、個人の旺盛な学習意欲が前提になることはもちろんであるが、家庭における個人視聴学習に加えて、社会教育機関における学級・講座で放送大学の番組について話し合い、理解を深めるとともに、放送大学における面接指導をも併用すれば、学習者相互間、および、教師と学習者とのコミュニケーションにより、理解はいっそう深まるであろう。学習内容が個人的・地域的・職業的に興味と関心の共通性があれば、学習の効果はさらに高まるはずである。こ

のことは、学習意欲の強化にもつながり、学習の継続性を支える有力な力になるのである。

しかし、大阪大学の「成人の放送利用学習に関する研究」によれば、1976年6月に実施されたNHKの教育放送利用の学習グループ620人のうち、「放送大学のようなきちんとした教育課程をつくって利用する」といった方式を希望する者はわずか3%にとどまっており、フォーマルな学習にテレビを利用することに対してかなりの反対意見がある……むしろ、好きな番組を自分で選んで個人視聴というかたちで利用すべきだと回答した者が25%に達しており、現在行われている集団視聴やスクーリングさえ否定する者が少なくな⁶⁹い」という調査結果が出ている。これはNHKの教育放送番組自体が、家庭での個人視聴を前提とし、集団学習を予定しておらず、被調査グループが30～40歳代の主婦が中心であったことなどにも原因があるが、放送大学の生涯学習の利用には注意すべきことであろう。

この点について、神山順一氏は（学習者の）「集団は、かつてのように個人を埋没させる集団ではない。そこに出て行く個人は、単に集団によりかかって何事かをなす人びとではない。学習者集団とは、あくまでも個人の主体性を啓発し、個人の尊厳を確立することを目的とするのである⁶⁹」と指摘している。

放送大学における生涯学習においても、まず国民個人の主体的学習意欲に基づく、放送講義による個人学習が家庭で行われ、その成果と疑問を面接指導や社会教育の集団に持ち込んで、話し合い、討論して、さらに個人的に総括してレポートを完成し、通信指導を受ける。これら全過程の繰り返しのうちに、学習意欲をいっそう強化し、学習成果を上げ、それが地域的・職業的課題にも正しく答えうるような学習形態が望ましいであろう。放送大学を利用する学習者の側でも、「個人と地域から」の、「個人から集団へ」の、主体的・社会的な学習態度の確立が必要であると考えられる。

おわりに

放送大学と生涯学習を、個人と地域から発想するため、今日の日本の政府と組合(保守と革新の組織)における、双方の「官僚化」の傾向を指摘した。いずれも民主主義の対立物だからである。

文部省の放送大学構想には、国民の生涯学習の社会的手段としての積極面と、日本の大学制度・放送制度がそうであったように、中央集権的官僚主義化の消極面がうかがえる。放送大学での学習を希望しているのは、若い高学歴の新中産階級の人たちであり、生涯教育が国の教育政策として政府から持ち出され、財界に先導・推進されているという懸念も一部にあった。しかし、憲法によれば、生涯学習は、個人として尊重され、幸福追求・思想・信教・表現・学問の自由を保障された国民が、教育を受け、学習する権利としての基本的人権の一部である。

放送大学の構想もこれにこたえるものでなくてはならず、東京中心の関東にまず設置し、これを地方に拡大するという計画は、教育の機会均等から見ても逆立ちした考え方であり、社会教育の地域性の特徴を十分考慮すべきであろう。文部大臣——理事長の線で理事長を頂点とする学園管理方式も疑問がある。教授会のあり方も明確でない。

放送大学は都道府県の地域的規模で、この地域の大学などの教育機関が主体となり、国と地方自治体の財政保障の上に、研究蓄積と教育実績を基礎に、大学の自治・学問の自由、放送の効果的利用と面接指導の結合、地域の課題の教育への反映を期すべきである。

このような放送大学でこそ、学習者は個人的・地域的・職業的学習意欲を基礎に、家庭での個人的放送視聴学習を、面接指導・レポート・社会教育集団での学習に結び付け、学習の効果を期するとともに、学習意欲を強め、さらに大きい学習成果を期待できるのである。

注

- (1) 朝日新聞, 1980年8月7日朝刊, 「社会面」。
- (2) 文部省大学局『放送大学について』, 1979年, p. 2.
- (3) Walter Perry, Open University, The Open University Press, 1976, p. 1.
- (4) 社会教育審議会答申『映像放送およびFM放送による教育専門放送のあり方について』, 1969年3月29日, p. 3.
- (5) ポール・ラングラン著・波多野完治訳『生涯教育入門』, 全日本社会教育連合会, 1980年, pp.15~30.
- (6) 放送大学準備調査会報告書『放送大学の設立について』, 1970年7月24日, p. 5~24.
- (7) 文部省大学局, 前掲資料, pp. 2~4.
- (8) 文部省大学局, 前掲資料, p. 3.
- (9) 放送大学準備調査会, 前掲報告書, pp. 5~24.
- (10) 文部省大学局, 前掲資料, p. 6.
- (11) 文部省大学局, 『放送大学に対する教育需要の予測調査』, 1975年10月, p. 1.
- (12) 文部省大学局, 前掲教育需要調査, p. 3. 10. 11.
- (13) 宮原誠一「生涯学習とはなにか」『生涯学習』, 東洋経済新報社, 1974年, p. 8~9.
- (14) 藤岡貞彦「自己啓発と生涯学習」前掲『生涯学習』, 1974年, p.23. 25.
- (15) 藤岡貞彦, 前掲書, p.56. 67.
- (16) 藤岡貞彦, 前掲書, pp.58~59.
- (17) ラングラン著・波多野訳前掲書, p.15. 49.
- (18) 小川利夫『社会教育と国民の学習権』, 勁草書房, 1973年. p.158.
- (19) 斉藤伊都夫・辻功『社会教育方法論』, 第一法規, 1975年, p.60.
- (20) 日本余暇文化振興会『地域社会における生活文化の創造』, 1979年, pp. 34~38.
- (21) 玉野井芳郎『地域分権の思想』, 東洋経済新報社, 1972年, p. 7.
- (22) 社会教育審議会, 前掲答申, p.55.
- (23) 社会教育審議会, 前掲答申, p.58.
- (24) 社会教育審議会, 前掲答申, p.55.
- (25) 放送大学準備調査会, 『放送大学の設立について』, 1970年7月24日, p.24.
- (26) 社会教育法第21条, 公民館の設置者。
- (27) 松下圭一「地域社会の革新をいかに進めるか」, 『地域への視角』, 日本経済評論社, pp.78~79.
- (28) 日本余暇文化振興会, 前掲資料, p.19.

88 II 生涯教育施設の開発

- (28) 文部広報「国立大学公開講座」, 文部省大臣官房, 1980年5月10日号・30日号。
- (29) 国庫助成に関する全国私立大学教授会連合「昭和54年度全国私立大学白書」, 1980年, p. 42.
- (31) 文部省調査統計課『生涯教育に対する要請調査』, 1972年5月, pp. 1～7.
- (32) W.A.Wittich, C.F.Schuller, *Audiovisual Materials*, Harper International Edition, 1953.
- (33) NHK総合放送文化研究所『放送教育の研究と理論』, 日本放送出版協会, 1966年, p. 8.
- (34) 大阪大学人間科学部『成人の放送利用学習に関する研究』, 1977年, p. 1.
- (35) 大阪大学, 前掲資料, p. 7.
- (36) 神山順一「社会教育と放送」『社会教育とマスコミ』, 東洋館出版社, 1977年, p. 19.